

平成22年 1月25日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等について

2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成22年 2月 8日(月)

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ(URL <http://www.fse.or.jp/>)及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL(092)741-8231

上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等について

平成 22 年 1 月 25 日
証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

本所では、昨年 11 月に既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当等を未然に防止するために所要の対応を図ったところではありますが、今回、上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた上場制度の整備の一環として、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、上場会社がコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう促すこととすることに加え、一般株主保護の観点から、上場会社に対して、コーポレート・ガバナンス体制に関する開示について一層の充実を図るほか、1 名以上の独立役員を確保することを求めるなどの対応を図ることとします。

また、会計基準等の変更等について適切な対応を求めるなど、その他所要の見直しを行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
1 .コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備 (1)コーポレート・ガバナンスの充実への取組み	・上場会社は、株主・投資者等からの一層の信頼を確保するため、本所が要請する内容を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。	上場会社に対し、以下の内容について要請します。 他社の効果的な事例等を十分踏まえつつ、自社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を検討する旨 監査役の機能強化の観点から、必要な措置が講じられる旨 グループ化された企業においては、企業集団全体においてコーポレート・ガバナンスが実現される旨
(2)コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実	・上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示することとします。	現状においても、コーポレート・ガバナンス体制の状況については当該報告書の記載事項となっていますが、新たに、その体制を選択する理由の記載を求めるものです。 具体的には、昨年 6 月公表の金融審議会金融分科会「我が国

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 独立役員 独立役員の確保</p>	<p>・ 上場会社は、一般株主保護のため、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。</p>	<p>金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」で示されたモデルを踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制に関する上場会社の考え方などの記載を求めます。</p> <p>また、コーポレート・ガバナンス体制の状況の開示についても、社外取締役を設置している上場会社に対しては、社外取締役の役割や機能に関する記載を求め、社外取締役を設置していない上場会社に対しては、コーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る当該企業の独自の方法に関する記載を求めるなどの対応を行います。</p> <p>平成22年4月末日までに、当該報告書に反映することとします。</p> <p>上場会社は、平成22年3月末日までに独立役員の確保の状況(確保されていない旨を含みます。)を本所に届け出ることとし、本所は、その内容を公衆の縦覧に供することとします。届け出た内容に変更が生ずる場合は、原則として変更が生ずる日の2週間前までに本所に届け出ることとし、本所は、その内容を公衆の縦覧に供することとします。</p> <p>独立役員として届け出ようとする者が、次のいずれかに該当する者である場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれが高いため、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由について本所への十分な説明を求めることとします。</p> <p>a 上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等(現在業務執行者である者又は最近において業務執行者であった者をいいます。以下bからdまでにおいて同じ。)</p> <p>b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</p>

項 目	内 容	備 考
独立役員の開示	<p>・ 上場会社は、独立役員の氏名及びその指名理由（独立役員として指定する者が、以下のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえて指定する理由を含みます。）等を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。</p> <p>a 上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（現在業務執行者である者又は過去に業務執行者であった者をいいます。以下、bからeまでにおいて同じ。）</p>	<p>等</p> <p>c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属するものを含みます。）</p> <p>d 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除きます。）の近親者（配偶者又は二親等内の親族をいいます。）</p> <p>（a）上記aからcに掲げる者</p> <p>（b）上場会社若しくはその子会社の業務執行役等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）を含みます。）</p> <p>（注）「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要でない者」の範囲等については、現在の会社法等に基づく実務上の取扱と同様とします。</p> <p>企業行動規範違反に対する実効性確保措置は、原則として、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象とするなど、所要の経過措置を設けるものとします。</p> <p>平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、当該報告書に反映することとします（独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定等を反映することとなります。）</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</p> <p>c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含みます。)</p> <p>d 上場会社の主要株主(主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等)</p> <p>e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除きます。)の近親者(配偶者又は二親等内の親族をいいます。)</p> <p>(a) 上記 a から d までに掲げる者</p> <p>(b) 上場会社若しくはその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員と指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)を含みます。)</p>	
<p>2. その他</p> <p>(1) 会計基準等の変更についての適切な対応</p> <p>会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備</p>	<p>・上場会社は、会計基準等の変更等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制整備を行うよう努めなければならない旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</p>	<p>国際会計基準(IFRS)と日本基準とのさらなるコンバージェンスの進行やIFRS任意適用の開始など、上場会社が会計基準等の変更等についての的確に対応する必要性が高まってきていることを踏まえたものです。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>財務会計基準機構への加入状況等に係る開示</p> <p>(2)非上場の親会社等に係る開示の整理</p> <p>(3)内部統制報告書の提出に係る適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における財務会計基準機構への加入状況（加入していない場合には、翌事業年度以降における加入に関する考え方）について開示することとします。 ・ 非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合します。 ・ 上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書（金融商品取引法第24条の4の4第1項に規定する内部統制報告書をいう。）の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。 	<p>具体的な体制整備としては、会計基準の内容又は会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加などが考えられます。</p> <p>上場会社には、これまでも財務会計基準機構の加入を要請しておりますが、上場規則上明確化する趣旨です。財務会計基準機構に加入している会社は、決算短信の1枚目に財務会計基準機構の会員マークを表示していることで当該開示に替えることができるものとします。</p> <p>非上場の親会社等に係る会社情報の開示は、親会社等による上場会社の少数株主との利益相反取引をけん制する趣旨で、非上場の親会社等を有する上場会社に対して求めてきたものですが、近年、非上場の親会社を含む上場会社の支配株主などを対象とする支配株主等に関する開示の充実が図られたことを踏まえ、両者を統合し、実務の効率化を図る趣旨で見直しを行うものです。</p> <p>経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨などの記載を行う場合について、報道のみで投資者に伝達されている現状を踏まえ、上場会社自身による説明を求めることで投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝える趣旨です。内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで、重要な欠陥を是正する努力が求められますが、重要な欠陥の是正を断念した場合であって、重要な欠陥がある旨等を記載する内部統制報告書の提出を行うことを決定したときに、開示することを想定しています。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4)適時開示における開示内容の明確化</p> <p>(5)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたり、原則として、以下の事項を共通して開示すべき内容として明確化します。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社が決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯 b 決定事実又は発生事実の概要 c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し d その他投資者の投資判断上重要な事項 ・ その他所要の改正を行うものとします。 	<p>適時開示において共通して開示すべき内容を上場規則上に明記することで、規則違反についての予見可能性を高める趣旨です。</p> <p>開示時点において左記事項の一部を開示できない事情がある場合には、その内容が確定又は判明次第追加開示することが必要となります。</p>

実施時期（予定）

- ・ 金融庁による認可を前提として、平成22年3月上旬を目途に実施します。

以 上